

こども家庭庁支援局長 齊藤 馨 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国児童養護施設協議会
会 長 高橋 誠一郎

全国乳児福祉協議会
会 長 横川 哲

全国母子生活支援施設協議会
会 長 荒井 恵一

児童入所施設措置費等国庫負担金における地域区分の改定に 関する要望書

日頃より児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設の運営に関し、多大なご配慮を賜り深謝いたします。

先般、7 月 25 日付事務連絡「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において通知されました措置費に関し、現場の実情を鑑み、以下のとおり要望いたします。

記

7 月 25 日付通知において、人事院勧告における地域区分の改定を受けた変更がなされました。児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設は措置費により運営を行っていますが、地域区分の改定に伴って措置費単価の引き下げが行われることで、職員の安定雇用を図ることが難しくなる地域も生じます。

地域区分の改定により措置費単価が引き下がる地域における施設においても、こどもにとって必要な養育の質を継続して担保することができるよう、職員の安定雇用を図るための措置を別途、図っていただくよう要望いたします。